

「議員定数と報酬の見直し（原案）」答申書案について

～「議員定数と報酬の見直し（原案）」確定に係る追加検討事項～

（第13回全員協議会協議結果／令和7年12月5日開催）

1 議員定数について

（1）定数を「15名」とする原案変更について

変更しない。先に開催した「議会報告と町民との意見交換会（9～11月）」では、新たな議員定数の原案は「16名」として説明し、参加者からも一定の理解を得たことを総括していることから、「16名」を議会の原案として確定させるべきであると考える。

（2）「常任委員会数」及び「議選監査委員のあり方」の追加答申について

諮問事項に対する答申を基本とすることから、追加答申はしない。

今回の議長からの諮問事項（令和6年10月17日付議会第34号諮問）は「芽室町議會議員の定数について」及び「芽室町議會議員の議員報酬について」の2項目であり、この項目についてのみ、答申すべきと考える。

なお、答申にあたり、根拠・積算・参考資料の添付において、必要に応じて関連事項を記載することは当然あり得るものである。

2 議員報酬について

（1）委員長（常任委員会・特別委員会等）の定義の明確化について

（2）副委員長に係る役職区分設定の検討経過記述について

（3）役職区分の撤廃について

「根拠資料／議員報酬について（3）役職区分について」参照

（4）議員報酬増額に係る財源確保の具体記述について

「根拠資料／議員報酬について（5）報酬増に係る財源確保について」参照

（5）新報酬額の追加シミュレーションについて①

＜議員改正予定額（300,000円－204,000円＝96,000円）の現行役職別報酬一律加算＞

（6）新報酬額の追加シミュレーションについて②

＜議員改正予定額（300,000円）×現行役職区分率による算定＞

「議員間討議資料」参照

根拠資料

【議員定数について】

「住民代表の総量」として、多様な民意を反映できる人数を確保することを基本とし、「常任委員会機能の安定的な機能維持」、「多様な視点での政策提案機能・監視チェック機能の強化」、「縮小社会における議会力の維持」等の根拠により、現行どおり 16 名が妥当と結論付ける。

(1) 常任委員会機能の安定的な機能維持について

議員定数の根拠として、最も重視した視点は、常任委員会のあり方（委員会数・構成人数）である。平成 27 年 5 月 1 日施行の現行制度（平成 26 年 11 月 21 日議会運営委員会答申事項）である 2 委員会（総務経済・厚生文教常任委員会）は、これまでの間、健全な機能を発揮していることから、これを継続することとした。現行機能を検証し、新たな議員定数の根拠を改めて整理すると以下のとおりである。

- ① 常任委員会が、その役割を十分に果たすためには、欠席や利害関係による除斥等を考慮した上で、審査活動を安定的に維持できる一定の議員数の確保が必要である<例：8名（総数）－1名（欠席）－1名（除斥）－1人（委員長）＝5名>。
- ② 複数の常任委員会を同時に運営するためには、各委員会に適切な人員を配置できる体制が不可欠である。

したがって、本町議会における常任委員会の活動を安定的に継続し、その機能を維持するために最低限必要となる議員数は、2 常任委員会で 7 名と 8 名とし、現行同様の定数が妥当と結論付ける。なお、以下（2）～（6）は、補完事項として列記する。

(2) 議長・副議長の常任委員会への関わりについて

地方自治法第 104 条では、「普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。」と規定し、茅室町議会基本条例第 5 条第 1 項においても、「議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。」と規定している。この職責に鑑み、議長は地方自治法第 116 条に基づき議決権を有するものの、議会運営全体の公正な調整役を担う立場から、常任委員会に所属しないことが一般的な運営慣行となっており、これまで同様にこの原則を継続して適用する。

また、副議長は、議長を補佐する役割を有しつつ、議員として常任委員会に所属することは可能である。しかしながら、副議長が委員長等の職務を兼務することは、

議会運営の公正性及び公平性を損なう恐れがあるため、これまで同様にこの原則を継続して適用する。

(3) 常任委員会への重複所属について

常任委員会は、議会の専門的な審査機能を担う重要な機関であり、委員が複数の委員会に重複所属する場合、同一議員が複数の審議の場で発言・判断を行うこととなり、結果として委員会相互の独立性やチェック機能が低下を招く恐れがある。

また、住民の多様な意見を幅広く反映させるためには、多様な議員が各委員会に参画することが重要である。以上の観点から、常任委員会における委員の重複所属は、議会機能の健全性を保つためにも極力避けることが望ましいと結論付ける。

(4) 多様な視点での政策提案機能・監視チェック機能の強化について

(5) 縮小社会における議会力の維持について

地方自治法第 109 条では、「議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。」と規定している。

新たな本町議会の議員定数を踏まえると、常任委員会の数を増やすことは、委員 1 人当たりの所属数や負担を過大にし、結果として委員会機能の安定性に影響を及ぼす懸念がある。

一方、現在直面している「縮小社会」において、「多様な視点での政策提案機能・監視チェック機能の強化」への方策として、今後、新たな「委員会」の設置を全面的に否定することも困難であり、慎重な検討を要する側面もある。

2 度（令和 7 年 6 月、9 月～11 月）にわたる「議会報告と町民との意見交換会」においては、「議会（議員）の活動量の精査」及び「議員間の活動量の平準化」への指摘もあったことから、今後に向けての議会機能の強化や議会力の維持にあたっては、効果・効率的な「委員会機能」を模索・検討する。

(6) 法令等（地方自治法）の運用について

市町村議会の議員定数の定義は、地方自治法（第 91 条）に規定されている。法制定当初は、人口規模で議員数が明確に規定され（昭和 22 年／芽室町 26 名）、その後、人口規模により議員数の上限のみが規定され、平成 23 年の改正では「市町村の議会の議員数は条例で定める」となり、現在は、各自治体に決定が委ねられている。<芽室町の変遷／26 名（昭和 22 年～昭和 62 年）、22 名（昭和 62 年～平成 15 年）、18 名（平成 15 年～平成 23 年）、16 名（平成 23 年～現在）>

一般的に「議員定数」を独自に見直す際、現行予算（一般会計に占める議会費）の範囲で「報酬・定数セットの改正（財源確保優先）」や「人口割での改正（例：議員 1 人／人口 1,000 人）」の検討手法も存在するが、本町議会としては、あくまで

も前述した根拠を積み上げて、新たな「議員定数」を結論付ける。

【議員報酬について】

「議員の役務に対する対価」を基本として、生活給的要素を含める全国町村議会議長会の「原価方式の算定モデル（町長給与×活動日数比率）」（令和4年モデル）の算式を根拠として算定する。

（1）報酬の根拠について

議員報酬は「議員の役務に対する対価」を基本とした。

また、茅室町議会基本条例やこれまでの答申（議会改革諮問会議等）を踏まえ、政策提案、行政監視、住民対話等、議員の広範な責務を持続的に維持するためには、安定して活動できる基盤が必要であり、報酬には生活給的な要素を含める必要があると整理した。

近年、全国的に「無投票」や「なり手不足」が深刻な課題となっている。

本町議会においては、多様な人財が立候補できるための条件整備のひとつとして、現在の役務に相応しい適正な議員報酬の見直しが不可欠であると結論付ける。

（2）報酬の根拠とすべき方式について

本町議会における議員報酬の算定式については、全国町村議会議長会が示す「原価方式の算定モデル（町長給与×活動日数比率）」（令和4年モデル）を基本方式として採用する。この方式は、議員自身の活動量を算定の基礎とすることから、報酬決定における客觀性及び合理性が最も高いと判断する。

過去の答申（H26）においても、複数の方式を比較検討した結果、この「積上方式（原価方式）」を選択し、以降もその立場を踏襲していることから、一貫性のある見直しとして継承することを結論付ける。

（3）役職区分について

議長は、議会の代表者、事務統理者及び会議の主宰者としての立場と権限を有し、副議長は、議長に事故あるときに、その職務を行う重大な役割をそれぞれ担うことから、これまで同様に役職区分を設定する。

また、議会運営委員会及び常任委員会は、委員がその任期中に在任する常設の機関であり、特定の事件に限って設置する臨時の機関の特別委員会と区分し、議会運営委員会委員長及び常任委員会委員長に対し、これまで同様に役職区分を設定する。

なお、現行の活動実態を鑑みると「議会運営委員会と常任委員会」及び「副委員長」の区分の設定に検討の余地があることから、今後における「議会（議員）の活動量の精査」及び「議員間の活動量の平準化」の実践を踏まえて、継続した検討課題として位置付ける。

(4) 期末手当について

地方自治法第203条の規定により「普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる」とし、「議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」としている。

議員に対する期末手当は、一般にいう賞与（ボーナス）とは異なり、年間報酬の一部として割り振るものであり、これまでの間、本町議会では通年議会制（5月～4月）の期間を踏まえて、5月に年1回の支給してきた（4.1か月分）。

しかしながら、改正後は、これまでの実績を踏まえつつ、社会通念上の慣行を反映し、支給回数を年2回に変更する（11月・5月支給）。また、期末手当の率については、年間報酬を構成する要素として、年間4.6か月分の割り振りとする。

(5) 報酬増に係る財源確保について

一般的に公費の執行にあたり新たな経費を追加する際、それに見合う収入の確保や既存経費の削減を前提とする。この前提がないと支出のみが増加することになるため、今回の議員報酬増についても、財源確保の考え方を明確に整理する必要がある。

しかしながら、報酬は人件費（給料・報酬等）であり、この経費を既存の議会活動の具体事業の改廃で確保することは現実的に困難なため、人員減による補てんしか直接的手法はないものと考える。本町議会においては、「議員報酬と定数」はセットではなく、それぞれの根拠の積み上げによって別々に導くものと整理することから、人員減を財源確保策とはせずに、「報酬増の経過と今後の展望」という視点に立って、下記を根拠と整理するものである。

一つは、今回の報酬増は、直近（令和5・6年度）の活動実績に相応する数値として積算した根拠である。将来に向けた活動見込みや期待値を込めた金額ではなく、全国町村議会議長会が示す客観性のある算式を用い、活動実績に基づいて現行報酬を改正しようとする根拠である。

二つには、国や北海道（以下「国・道」という。）と連携しながら、将来に向けて関係法令等（社会保障制度の拡充等）の改正、財政支援（なり手不足対策関連予算の支援等）の実現に向けた要請を根拠にしようとするものである。

すでに、全国町村議会議長会では、議員報酬の低水準が議員のなり手不足の一因であると指摘し、この状況を改善するためには、「地方交付税算定における議員報酬単価の引き上げ」や「報酬改定を行った町村に対する財政措置の充実」を国等に求めている。

本町議会としても、国・道と連携しながら、さらに、独自でこの趣旨を主張する強固な意思をもち、時宜を得て、意見書提出や決議等に積極的に取り組むことを念

頭に置くものである。

三つには、これまで述べたことを踏まえて、適正な定数と報酬を設定することにより、議会力の向上に寄与し、もって、いっそうの住民福祉の向上に努めようとするものである。今後に向けても、継続的に「議員定数と報酬」の適正化を目指し取り組んでいくことを根拠にしようとするものである。